

砂川市選挙管理委員会告示 第29号

砂川市長選挙及び砂川市議会議員選挙におけるポスター掲示場に
掲示できる期間について

令和5年4月23日執行の砂川市長選挙及び砂川市議会議員選挙における
ポスター掲示場にポスターを掲示できる期間は、次のとおりである。

記

掲示できる期間 令和5年4月16日から令和5年4月23日まで

令和5年4月16日

砂川市選挙管理委員会 委員長 信 太 英 樹